（別紙２）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

一般社団法人日本基金代表理事　殿

事業所名

小分け責任者名

住所

申告書

１　障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物等の農林規格の申請にあたり、貴法人の規定に従うとともに、以下の事項に該当しない旨、申告します。

一　ＪＡＳ法の施行規則に定めるＪＡＳ法の規定に関して罰金以上の刑に課せられ、その執行が終了した日から１年を経過していない者及び同法に関して罰金以上の刑が執行となり、その執行を受けることがなくなった日から１年を経過していない。

二　当法人又は他の登録認証機関から認証を取り消されて１年が経過していない（認証の取消の目前３０日以内にその取消に係る認証事業者の業務を行う役員であった者を含む。）

２　申請にあたっては、認証に必要な貴法人の要求事項を十分に理解するとともに、貴法人の業務規程に定める農林物資の区分、その他の認証に関する業務の範囲内において貴法人が認証に関する業務を行っていることを理解した上で、申請する旨申告します。